

# 愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業 実施規程

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この実施規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業（以下「共済支援事業」という。）規程第5条により、共済支援事業委託契約を締結することができる民間社会福祉事業等を行う法人が実施する退職金制度の基準を定めることを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この実施規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1)民間社会福祉施設

社会福祉法（昭和26年3月29日法律45号）第2条に定める社会福祉施設のうち、国・地方公共団体以外のものが経営する施設であって、本会会長が必要と認めたもの

(2)団体

愛媛県内にある社会福祉協議会及び本会会長が必要と認めた福祉団体

(3)事業主

民間社会福祉施設及び団体を経営する法人

(4)契約者

共済支援事業委託契約を締結した事業主

(5)共済支援事業委託契約

各契約者が本会に掛金を預託することを約し、本会が各契約者から預託された総資産の中から給付金を返還することを約す契約

(6)掛金

契約者が本会に預託する金銭

(7)給付金

本会が、退職給付金等に充当するため契約者に返還する金銭

(8)退職給付金

契約者が、対象職員であった者又はその遺族に支給する一時金

(9)対象職員

契約者が経営する事業所に常時勤務する有給の職員（1年未満の期間を定めて臨時に雇用されるものを除く）のうち、就業規則・労働協約等により、退職金制度の受益者とされた者

## 第2章 掛金

### (掛金)

第3条 掛金は、対象職員の基準給与月額に1,000分の33を乗じて得た額を納付するものとする。

- 2 掛金の内訳は、契約者が1,000分の16.5、対象職員が1,000分の16.5をそれぞれ負担するものとする。
- 3 基準給与月額は、毎年4月1日現在の本俸月額とし、翌年3月末日まで変更しないものとする。
- 4 当該年度4月1日以降、新たに対象職員となった者の基準給与月額は、対象職員となった月の本俸月額とし、翌年3月末日まで変更しないものとする。
- 5 対象職員1人の掛金納入期間は、50年を上限とする。

### (掛金の納付)

第4条 契約者は、契約成立の日の属する月から、契約解除の日の属する月の期間、掛金を納付しなければならない。

- 2 掛金は、毎月末日までに納付するものとし、本会は、契約者が掛金の納付を延滞した場合は、期限を付して督促通知を送付しなければならない。
- 3 前項の督促通知に付された期限を経過してもなお掛金を納付しない者に対しては、掛金に対して100円につき1日4銭の割合で、納付期限の翌日から掛金を納付した日までの日数によって計算した額の延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は延滞金を徴収しないものとする。

### (掛金の不返還)

第5条 納入済みの掛金額に誤りのあった場合のほかは、これを返還しない。

## 第3章 給付金

### 第1節 通則

#### (給付金の種類)

第6条 この共済支援事業の給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1)退職一時金
  - (2)遺族一時金
  - (3)契約解除返還金
- 2 対象職員となった期間が1年に満たないで退職した者については、契約者に前項による給付金の返還は行わない。ただし、第15条に定める「死亡弔慰金」はこの限りではない。

#### (給付金の請求)

第7条 契約者は、給付金の返還が必要となった場合は、別に定める請求書を本会に提出しなければならない。

- 2 対象職員が死亡により退職した場合は、契約者が、前項の請求書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1)対象職員の死亡を証する書類
  - (2)退職給付金受取権者と対象職員との身分関係を明らかにすることのできる書類

- 3 前項による遺族の範囲及び順位については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）第10条を準用する。

（給付金の返還）

第8条 本会は、第7条による請求書を受領した場合は、これを審査し、速やかに給付金を返還する。

- 2 前項による給付金の返還を受けた契約者は、これを退職した対象職員に遅滞なく支払わなければならない。この際、対象職員は、給付金の領収書を契約者に提出し、契約者はこの保管の義務を負うものとする。

（対象職員期間の計算）

第9条 給付金計算の基礎となる対象職員期間は、対象職員となった月から退職月までの月数とし、かつ掛金を納付した期間とする。

- 2 対象職員が退職した場合において、契約者が給付金の返還を受けずに退職の日から1か月以内に他の契約者の対象職員となった場合は、対象職員期間は通算されるものとする。
- 3 対象職員が休職等の理由により契約者から給与の全部若しくは一部の支給を受けなくなった場合においても、現実に退職するまでは、この実施規程を適用する。
- 4 前2項の適用の場合は、掛金を納付しなかった期間について対象職員期間に算入しない。

（給付金の返還制限）

第10条 対象職員が自己の犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合、若しくは契約者が共済支援事業規程第7条第1項第2号及び第3号により契約を解除された場合は、給付金の返還を制限することができる。ただし、運営委員会に諮りその承認を得なければならない。

（信託財産及び保険資産の帰属）

第11条 本会は、この共済支援事業を廃止した場合は、契約者に対し、第3条第2項により負担した対象職員の掛金合計額を限度とし、その割合に応じて信託財産及び保険資産を返還する。

- 2 前項により返還を行ったのち、なお残額がある場合は、対象職員に対し制度を廃止した月に退職したものとして計算した一時金に、対象職員負担分以外の割合を乗じて得た金額を差し引いた残りの金額の割合に応じて返還する。

## 第2節 退職一時金

（返還要件）

第12条 本会は、契約者の対象職員が退職した場合に、退職一時金対象額を契約者に返還する。

（退職一時金の額）

第13条 退職一時金の額は、対象職員期間に応じ、次の定めるところにより、計算される金額とする。

対象職員期間の基準給与月額×累積額×別表1に定める率

### 第3節 遺族一時金

(返還要件)

第14条 本会は、対象職員が死亡により退職した場合に、遺族一時金対象額を契約者に返還する。

(遺族一時金の額)

第15条 遺族一時金の額は、対象職員期間の基準給与月額 $\times$ 累積額 $\times$ 別表1に定める率により計算される金額とする。

2 対象職員期間に関わりなく「死亡弔慰金」として一律100,000円を支給する。

### 第4節 契約解除返還金

(返還要件)

第16条 本会は、共済支援事業規程第7条に定める理由による契約の解除があった場合に、契約解除返還金対象額を契約者に返還する。

(契約解除返還金の額)

第17条 契約解除返還金対象額は、対象職員期間に応じ、次の定めるところにより、計算される金額とする。

対象職員期間の基準給与月額 $\times$ 累積額 $\times$ 別表2に定める率

## 第4章 雑則

(端数計算)

第18条 掛金及び退職給付金に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(時効)

第19条 この実施規程により給付金の返還を受ける権利のある契約者は、その返還事由が生じた日から5年間請求を行わない場合は、時効によって消滅する。

(受取権の処分停止)

第20条 この実施規程により給付金の返還を受ける権利のある契約者は、これを譲渡又は担保に供することはできない。

(契約の解除の確認)

第21条 契約者は、共済支援事業規程第7条第1項第4号により契約を解除する場合は、契約者の対象職員全員の同意を得なければならない。

(審査の請求)

第22条 共済支援事業規程第16条に定める以外に、契約者の対象職員は、本会に対し、文書をもって退職給付金の額等の確認のための審査の請求をすることができる。

2 本会は、前項による請求があった場合は、対象職員に対して、速やかに状況を調査し回答しなければならない。

(その他)

第23条 この実施規程に定めのないものについては、本会会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この実施規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この実施規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この実施規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この実施規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この実施規程は、令和7年4月1日から施行する。